

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 9 号
件 名	常任委員会での正当理由のない休憩中に反対意見を封ずる長期選任の木村文祐議員等について
要 旨	<p>総務常任委員会における「新潟東港横土居地域対策協議会会長による憲法第 89 条「公金による支配」及びそれに関することについて」の審査中に、市議会議員 5 期の長期実績を誇る木村文祐委員は、正当理由のない休憩中に自身の意図しない反対意見に対して、正義に反する主張をしている。(平成 23 年 6 月 22 日、午前 10 時 38 分～)(平成 23 年 6 月 22 日、午前 10 時 41 分～)</p> <p>言うまでもなく議会は自由闊達な議論と討議を行って、所管の執行等に関する論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出す義務が市民から負託されている。</p> <p>木村文祐議員等の言動は中立公正で民主的な会議発言とは言えず、最良の意思決定がなされたものとは言えない同委員会の不採択であった。</p> <p>地方自治の本旨を侵し、市議会基本条例を無にする一部の長期選任議員によって支配される新潟市議会運営は異状であるから、緊急性を持った相応の改善措置が必須であり、その遂行を要求する。</p> <p>なお、不良議員の意識改革は新潟市議会基本条例が遵守されることで十分であり、その教育勉強会の構築を提案する。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日 議会運営委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日 第 4 9 7 号